

## 青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について（通知）

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定（個別指定）されました。

指定告示年月日 令和4年12月16日 告示番号 宮城県第860号				
番号	種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
1	雑誌	p e t i t R o s e V o l . 5 9	雑誌 0 8 8 7 8 - 1 2	株式会社秋水社
2	雑誌	m i n i S U G E R 2 0 2 3 年 1 月 号	雑誌 1 8 4 2 5 - 0 1	株式会社秋水社
3	雑誌	臨時増刊ラヴァーズ V O L . 2 8	雑誌 6 8 5 4 7 - 4 4	株式会社大洋図書
4	雑誌	コミック艶 v o l . 2 3	雑誌 6 7 6 0 0 - 8 5	株式会社リイド社
5	雑誌	E X 特ダネ N G S H O T 3 1	雑誌 0 1 9 6 8 - 1 2	株式会社インテルフィン
6	書籍	芸能お宝最新特報 B U Z O O O O O N ! ! ! V O L . 9	I S B N 9 7 8 - 4 - 8 9 2 1 2 - 6 8 4 - 0	株式会社インテルフィン
7	雑誌	実話ローレンス1月号	雑誌 1 8 0 1 9 - 1	辰巳出版株式会社
8	雑誌	裏モノ J A P A N 2 0 2 3 1	雑誌 0 1 8 0 5 - 0 1	株式会社鉄人社
9	雑誌	実話ナックルズGOLD V o l . 2 9	雑誌 6 8 5 4 7 - 4 9	株式会社大洋図書
10	雑誌	別冊ラヴァーズ V O L . 1 1	雑誌 6 8 5 4 7 - 5 4	株式会社大洋図書

図書類の内容が、1から7の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、8から10の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められます。

### 【注意】

- 1 有害図書類を青少年（18歳未満の者）に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。
- 2 有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分（不透過性の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等）し、見やすい箇所に有害図書類である旨の表示（「成人コーナー」であることや18歳未満の方は閲覧、購入等できない等）をしなければなりません。
- 3 有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 4 既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
- 5 卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合（総ページの20%以上）等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、有害図書類として指定（包括指定）されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱いってください。

※ これらに違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられることがあります。